

秋田県告示第96号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成31年2月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
平成31年2月13日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社サインシステム耀
秋田市泉南三丁目27番23号
代表取締役 佐藤 美悦
秋田県知事許可（般-28）第80227号
- (3) 処分の内容
鋼構造物工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成31年2月12日付けで鋼構造物工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
平成31年2月15日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社サンショウ
秋田市山王沼田町6番29号
代表取締役 加賀屋 眞悦
秋田県知事許可（般-28）第80929号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成31年2月13日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。